

保護者の皆様へ

品川区版「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を策定しました

東京都教育委員会が、令和8年2月に「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を策定したことを受け、品川区版を作成しました。本ガイドラインにおいては、学校が、家庭・地域とより良好な関係づくりを進めるための対応方針や日頃からの取組の留意点等について示しています。



3つの基本方針

- 1 児童・生徒のウェルビーイング(※)の実現を目指し、よりよい将来につながる対応を行う。
- 2 児童・生徒に係ることについて、保護者とコミュニケーションを密にして相互理解を図る。
- 3 児童・生徒の育成に向け、大人が互いに尊重し合い、それぞれの役割を踏まえて連携・協働する。

※ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的により状態が持続し、個人だけでなく、その人を取り巻く場や社会も良い状態であること。

学校・家庭・地域は、子どもを共に育てるパートナーです

お子様との信頼関係を大切にします

学校は、お子様一人一人に寄り添い、日常的な関わりを大切にすることで、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

保護者の皆様との丁寧な連携に努めます

保護者会や学校行事、日頃の相談や問合わせへの丁寧な対応を通して、保護者の皆様との相互理解と信頼関係の構築に努めます。

学校と家庭の情報共有を大切にします

教育方針や学校での子供たちの様子について積極的に情報を発信し、家庭との共有に努めます。

教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

- ◆ 多くの事案が対話によって解決されている一方で、一部の保護者等による社会通念を超える言動等がみられることもあります。
- ◆ そのようなケースに対応するため、学校として組織的に対応するためのルールを定めました。
- ◆ 保護者等の皆様には、以下に記載の事項について御一読いただき、御理解・御協力のほどよろしくお願いします。



- ① 学校への連絡は、原則として、**教職員の勤務時間内**に、簡潔にお願いします。
- ② 面談等は、**教職員と保護者等の双方であらかじめ調整した日時**に行うことを原則とします。**平日の放課後に、30分を目安**とします。
- ③ **複数の教職員で対応**することを基本とし、相談内容等については学校内で組織として共有し、対応します。
- ④ 教職員との面談等に、**教育委員会の職員や弁護士等の専門家が同席**することや、教職員に代わって話をさせていただくことがあります。また、**録音**をさせていただくこともあります。
- ⑤ 御意見・御要望をいただいても、学校として**対応できないこと**や、対応を他の**専門機関等に任せる方が望ましいこと**があることをご理解ください。
- ⑥ **長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁なご連絡等**については、**対応をお断り**することがあります。
- ⑦ **不当・違法な行為等が認められた場合等**は、**直ちに面談等を中止し、学校から退去**していただくことや、**警察に連絡**することがあります。

以下のような、**社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求**はなさないよう、御協力をお願いします。

<家庭から>

- ✓ 教育活動(授業内容、宿題の量、座席等)の細部に対する**過剰な干渉や要求**
- ✓ 声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張
- ✓ 業務に支障が生じるような**長時間の居座りや電話**
- ✓ 何度も電話し要求を繰り返す、**家庭訪問を何度も要求**
- ✓ 多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求
- ✓ 学校内の様子を許可なく撮影



- ✓ **土下座**をするよう要求
- ✓ **過度な謝罪**の要求
- ✓ **評定の変更や内申点**に関する不当な要求
- ✓ **担任の変更、異動、辞任**を執拗に求める要求
- ✓ 公平性を著しく欠いた、**特別扱い**の要求
- ✓ 教職員個人を対象とした、**損害賠償や慰謝料**の要求など



<地域から>

- ✓ 休み時間・学校行事・部活動等の音に対する**過剰な苦情や活動中止**の要求
- ✓ 児童・生徒の公園での遊び方など、**学校管理外のこと**に対する苦情や対応の要求

- ✓ 学校の敷地や施設・備品等の**過剰な貸出要求や無断使用**
- ✓ 児童・生徒や教職員の**個人情報**を教えるように要求など

